

大阪市告示第1110号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年8月14日

大阪市長 横山英幸

次の道路上にある物件は、道路法第43条第2号の規定に違反するので、令和6年8月28日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

種 類	場 所
普通自動車 (ニッサン 白色)	東淀川区大桐1丁目14番先
普通自動車 (スズキ 銀色)	東淀川区西淡路2丁目3番先

(建設局総務部管理課)